

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 9 号	三田市あすなる教室設置条例の制定について
総 務 課	<p>【改正趣旨】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、三田市あすなる教室を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条</p> <p>【制定内容】 三田市あすなる教室（以下「あすなる教室」という。）は、三田市における不登校児童生徒等への支援を行っている。 この度、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付 元文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知）において、不登校児童生徒等への支援を進めるための「教育支援センター整備指針（試案）」が示され、市区町村教育委員会が主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要とされている。 このことから、「あすなる教室」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定による教育機関として位置づけ、設置する旨等を規定するための条例を制定するものである。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>